

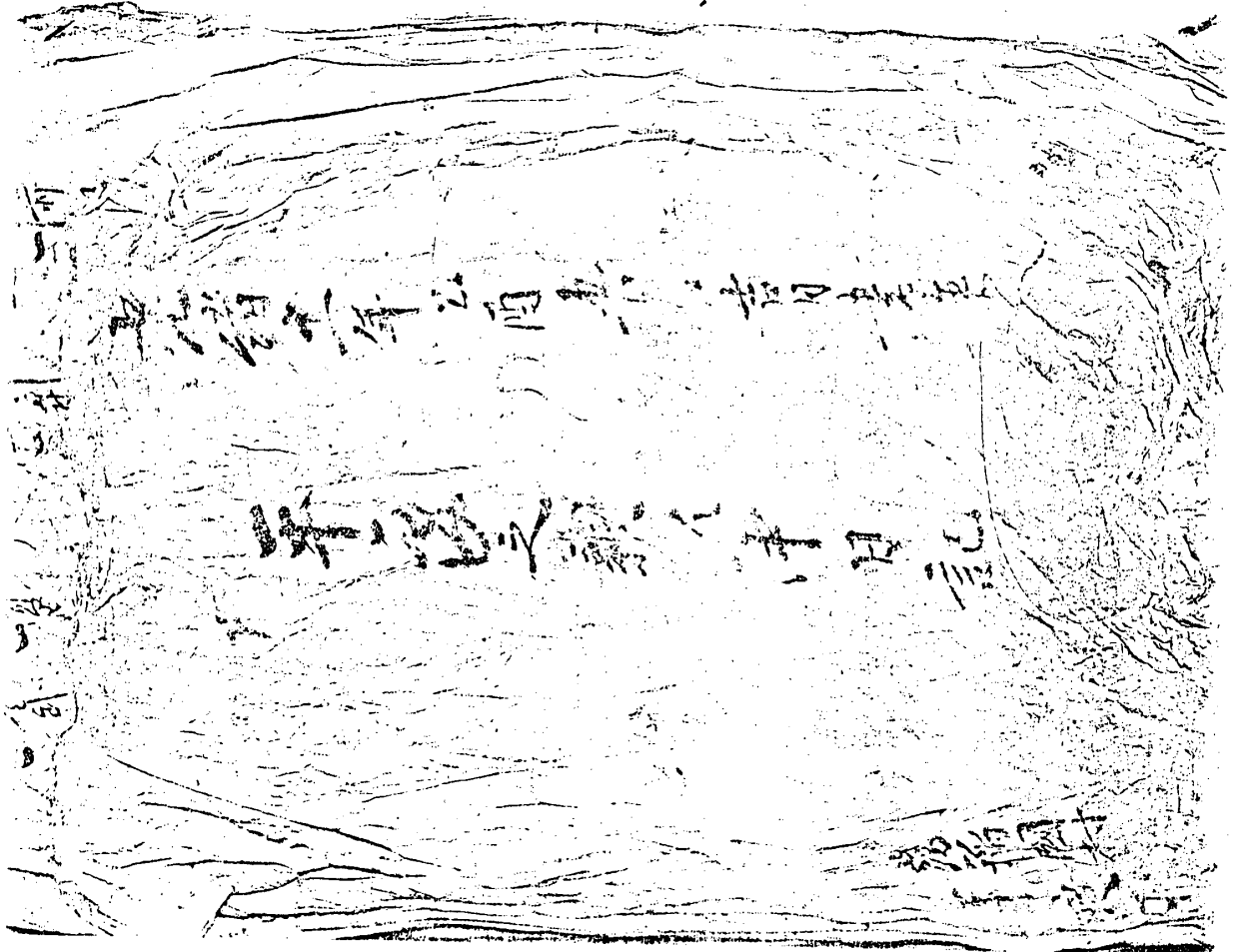
資料

『平良之親類中日記』

平敷令治

一 原文

【一丁表(表題)】



女神 字里字卷上(女子力)事田字為家(知念)事
五歲三(但)事(人)

在今地仁津神(也)之(也)

官神 字里字卷上(女子力)事田字為家(知念)事
五歲三(但)事(人)

女神 字里字卷上(女子力)事田字為家(知念)事
五歲九(但)事(人)

在高野原(也)之(也)

用字卷上(女子力)事田字為家(知念)事

(人員) (人員)

女神 字里字卷上(女子力)事田字為家(知念)事
高歲字(但)事(人)

女神 字里字卷上(女子力)事田字為家(知念)事
高歲字(但)事(人)

神ノ御生三ノ歳為一三十二年ノ御位御座
 明治九年申三月廿六日又御生三ノ月廿九
 〇一 酉三月廿六日二年ノ御祝言
 〇一 戌三月廿六日三年ノ御祝言
 〇一 亥三月廿六日四年ノ御祝言
 〇一 子三月廿六日五年ノ御祝言
 〇一 丑三月廿六日六年ノ御祝言
 〇一 寅三月廿六日七年ノ御祝言
 〇一 卯三月廿六日八年ノ御祝言
 〇一 辰三月廿六日九年ノ御祝言
 〇一 巳三月廿六日十年ノ御祝言
 〇一 午三月廿六日十一年ノ御祝言
 〇一 未三月廿六日十二年ノ御祝言
 〇一 申三月廿六日十三年ノ御祝言
 〇一 酉三月廿六日十四年ノ御祝言
 〇一 戌三月廿六日十五年ノ御祝言

月知於此年向日...
 何...
 何...
 何...
 何...
 何...
 何...
 何...
 何...
 何...

每...
 何...
 何...
 何...
 何...
 何...
 何...
 何...
 何...
 何...

一 全五通
 一 在 今 之 東 外 如 上 原 之 東 東 縣 之 東 (神)
 依 在 年 越 三 之 池 三 御 之 池 六 池 年 命 一
 一 在 今 之 東 外 如 上 原 之 東 東 縣 之 東 (神)
 依 在 年 越 三 之 池 三 御 之 池 六 池 年 命 一
 一 在 今 之 東 外 如 上 原 之 東 東 縣 之 東 (神)
 依 在 年 越 三 之 池 三 御 之 池 六 池 年 命 一

一 在 今 之 東 外 如 上 原 之 東 東 縣 之 東 (神)
 依 在 年 越 三 之 池 三 御 之 池 六 池 年 命 一
 一 在 今 之 東 外 如 上 原 之 東 東 縣 之 東 (神)
 依 在 年 越 三 之 池 三 御 之 池 六 池 年 命 一
 一 在 今 之 東 外 如 上 原 之 東 東 縣 之 東 (神)
 依 在 年 越 三 之 池 三 御 之 池 六 池 年 命 一

大星間 活能 德 敬 事 恩 敬

因 以 善 志 德 記 以 日 行 也

年 有 月 十 七 日 善 志 德 記 以 日 行 也
但 德 志 亦 同 事

○ 年 有 月 十 七 日 善 志 德 記 以 日 行 也
但 德 志 亦 同 事

○ 年 有 月 十 七 日 善 志 德 記 以 日 行 也
但 德 志 亦 同 事

○ 年 有 月 十 七 日 善 志 德 記 以 日 行 也
但 德 志 亦 同 事

○ 年 有 月 十 七 日 善 志 德 記 以 日 行 也
但 德 志 亦 同 事

○ 年 有 月 十 七 日 善 志 德 記 以 日 行 也
但 德 志 亦 同 事

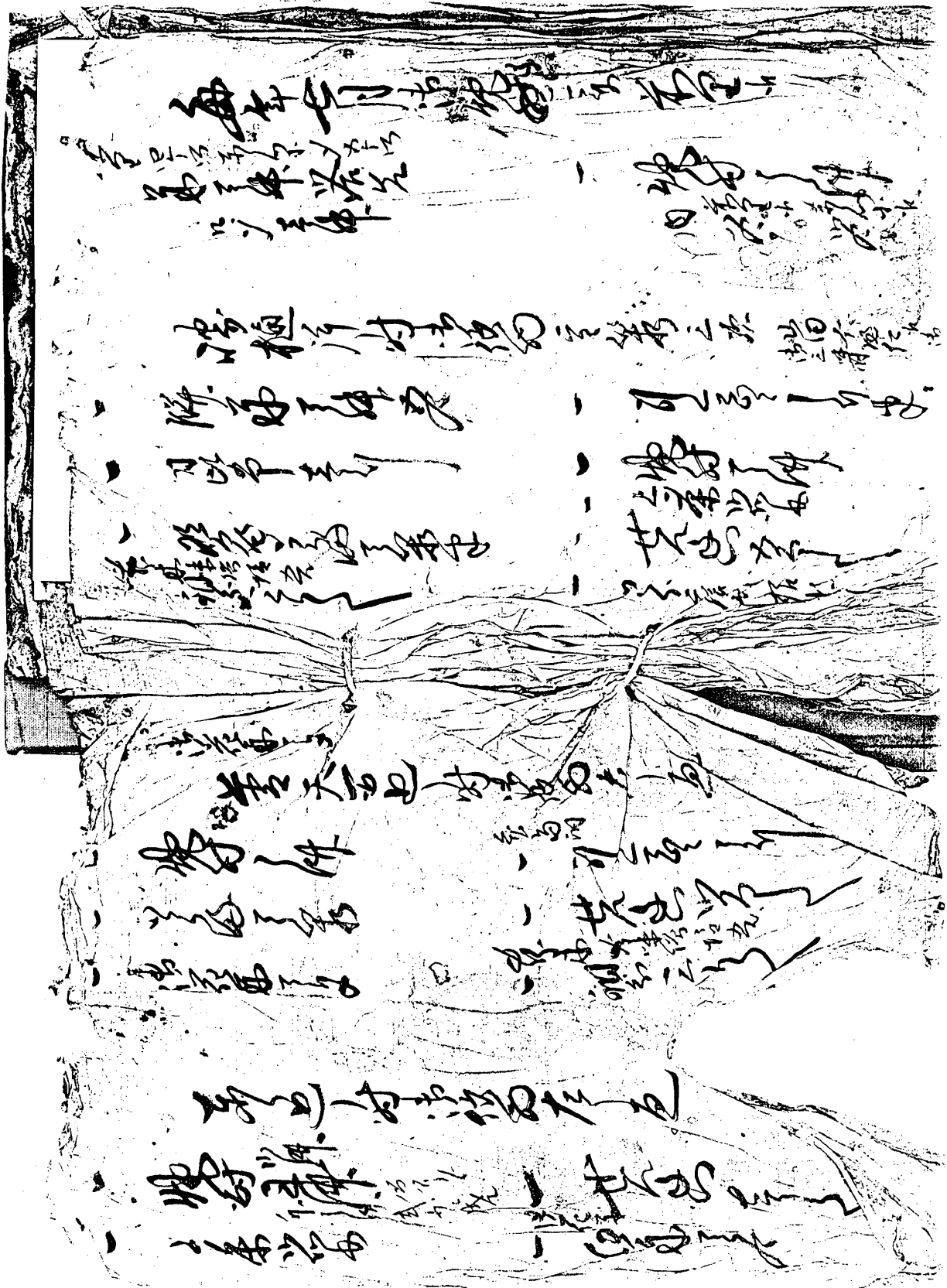
○ 年 有 月 十 七 日 善 志 德 記 以 日 行 也
但 德 志 亦 同 事

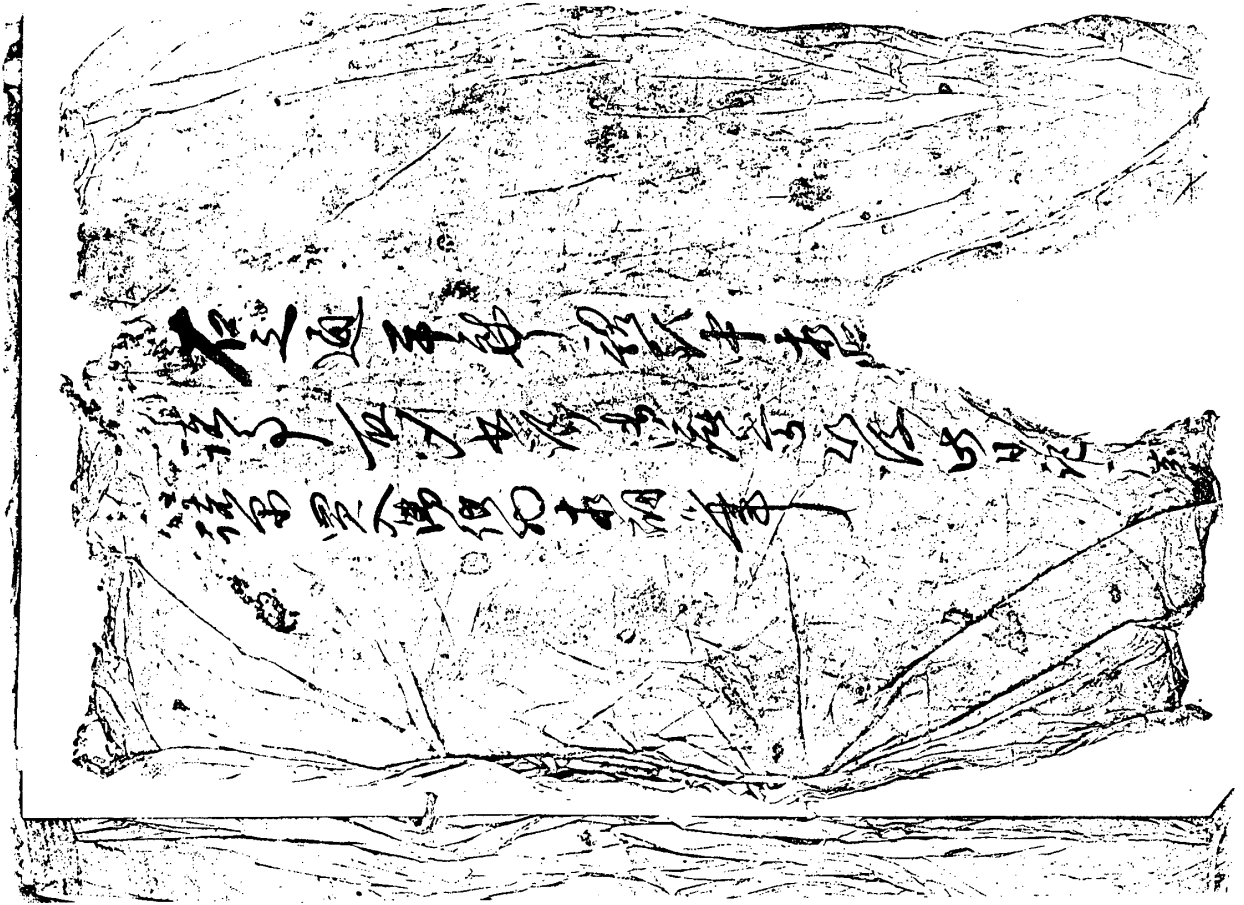
○ 年 有 月 十 七 日 善 志 德 記 以 日 行 也
但 德 志 亦 同 事

○ 年 有 月 十 七 日 善 志 德 記 以 日 行 也
但 德 志 亦 同 事

○ 年 有 月 十 七 日 善 志 德 記 以 日 行 也
但 德 志 亦 同 事

○ 年 有 月 十 七 日 善 志 德 記 以 日 行 也
但 德 志 亦 同 事





二 翻字および語注

〔二丁表〕(表題)

光緒十一年乙酉五月吉日書置候也

平良之親類中日記

湧稲国村

平良口

〔二丁裏〕

(數行分余白)

明治廿五年辰六月より御願候事

当村仲門ノ分り首里鳥小堀村仲門小

一 人数志人 但御酒手ハ一年越拾
六月御祭之時
貫文御願之事

仲門小叔母

一 同志人 但御酒手ハ毎年六月
御祭之時五貫文御願
之事

〔三丁表〕

前川村儀保

一 人数志人 但御酒手断ノ申出消ス
但六月御祭之時五貫文ツ、
御酒手御願ニテ毎年持参之事

前川村上門

一 同志人
但毎年六月御祭リノ時八貫文ツ、御酒手御願ニテ持参之事

当村仲門ノ分り首里鳥小堀村仲門小

光緒十一年乙酉 明治十八(一八八五)年。
光緒は清朝の年号(一八七五—一九〇八)。

湧稲国村 大里間切湧稲国村(現大里村
字湧稲国)。

明治廿五年 一八九二年。

当村仲門ノ分り 湧稲国の屋号仲門ちからから
の分家。

首里鳥小堀村 現那覇市首里鳥堀町。

仲門小ちから 小は卑小辞。仲門の分家。

御酒手 ウサカテイ、祭費分担金。

一年越 一年おき。

六月御祭 六月ウマチー、稲大祭(稲の
刈りあげ祭)。

前川村儀保 玉城間切前川村(現玉城村
字前川)の屋号儀保。

〔朱書〕
一 同貳人内老人死去老人存生、戊年ヨリ酒手断申
但毎年五月六月御度ニ拾五貫ツ、御酒手御願ニテ持参之事

首里平良村新理 首里松川村神谷 南風原間切宮平村長志川
一 同壹人 壹人 貳人 五貫
但明治廿九年申三月断ニ付消九

金武間切宜野座村 金武間切かな上原妹 名護間切長田ノ分り
上原たら かな上原
一 同壹人 壹人 壹人

〔以下三行朱書〕

拾人

但御祝毎御酒手ノ儀割府ノ通差出し拜立□□□

〔三丁裏〕

大里間切稲穂村 首里当山
外 壹人 貳人
但五年より倒り 但辰年より倒り

那覇上ノ屋ノ金城 那覇□□小嘉数筑登之
貳人 壹人
但卯年より倒り 但卯年より倒り

寒水川村仲門
壹人 光緒十九年癸巳外三人ノ内那覇上ノ屋ノ金城壹人ハ三月
明治廿六年 〇拜立候事 十九日〇
但巳年より倒り

七人

但此中ハ拜立候処外書ノ人数ハ御
酒手断り候ニ付召除ケ候事

上門小ノたら

一 六月御祭より毎年(御酒等以下タテ候で薄す)
御酒手七貫文御願ノ申立
但亥年ハ半方願ニテ候

〔三丁表〕

明治四十一年申田三月廿六日晝置候也

神人左ノ人員

平良ノ長女カメ大門小ノ嘉数湧照妻

○男神 当歳三十 但シ丑ノ人
安里原屋上門小ノ女子カメ前ノ鳴袋ノ知念灌妻

○女神 当歳四十 但シ巳ノ人

右富名腰御神ノ御くさい

東り門小ノ長女カマ前川村仲安舎け小樽

○男神 当歳四十二 但卯ノ人 妻

〔三丁裏〕

戌年 明治三十一(一八九八)年か。

首里平良村 現那覇市首里平良町。

首里松川村 〃 字松川。

南風原間切宮平村 現南風原町字宮平。

明治廿九年 一八九五年。

金武間切宜野座村 現宜野座村字宜野座。

割府 割符の誤記。ワップと訓む。割り
あて。

首里当山 現浦添市字当山のことか。

丑年 明治三十四(一九〇一)年と推定。

辰年 明治三十七(一九〇四)年と推定。

那覇上ノ屋 現那覇市泊の一地域。

嘉数筑登之 筑登之は下級の位階名。

卯年 明治三十六(一九〇三)年と推定。

寒水川村 現那覇市首里寒水川町。

光緒十九年癸巳 明治二十六(一八九三)
年。

巳年 明治二十六(一八九三)年か明治三
十八(一九〇五)年と推定。

亥年 明治三十二(一八九五)年と推定。

半方願 半額(三貫五百文)の申し出。

明治四十一年申 一九〇八年。

富名腰御神ノ御くさい 玉城間切富名腰
村(現玉城村字船越)で祀られる神(平
良門中の祖神)に齋く巫女(神人)。くさ
いは鎮から転じて関係の意。

仲安舎け小樽 屋号仲アシャギグワ一の
樽(名)。

安里原屋上門ノ女子カマ赤田原嶋袋ノ知念

龜妻

○女神 当歳三十八 但シ未ノ人

右今帰仁御神ノ御くさい

大門小ノ長女ウシ東リ金城ノ大城湧栄妻

○男神 当歳六十一 但シ申ノ人

湧稲国上門ノ女子ウシ富名腰泉門小ノ

蒲妻

○女神 当歳廿九 但シ辰ノ人

〔四丁表〕

右高嶺前里勝連へ御くさい

明治四拾壹年申旧三月廿六日神人新御生立

ノ人員左ノ人員

安里屋取上門小ノ女子カマ前ノ嶋袋ノ知

念蒲妻

女神 当歳四十 但シ巳ノ人

富名腰御神

安里原屋上門ノ女子カマ赤田原嶋袋ノ知

念龜妻

女神 当歳三十八 但シ未ノ人

今帰仁御神

〔四丁裏〕

湧稲国上門ノ女子ウシ富名腰泉門小ノ蒲

妻

女神 当歳廿九 但シ辰ノ人

高嶺前里
勝連御神

〔以下余白〕

〔五丁表〕

神人御生立被成候而より三十三年

ノ御祝相済

○一 明治廿九年申三月廿六日又御生立ノ
日当ル

安里原屋 具志頭間切新城村の屋取、

現具志頭村字後原。

今帰仁御神ノ御くさい 今帰仁で祀られ
る神(平良門中の祖神)に斎く神人。

高嶺前里勝連へ御くさい 高嶺間切真栄

里村(現糸満市字真栄里)および勝連間

切(現勝連町)で祀られる神に斎く神人。

神人新御生立ノ人員 門中の神人として

新たに就任した人たち。

安里屋取 安里原屋のこと。

三十三年ノ御祝 神人に就任してから三
十二年目の祝。

明治二十九年申 一八九六年。

又御生立の日 再就任の日。三十三年の
祝がすむと、翌年は再び就任の祝を行う。

(此の一行タテ線で消す)
但シ未五月十日相済候事

明治三十年
○一 酉三月廿六日二年ノ御祝当ル
但シ酉五月廿二日相済候事

明治三十二年
○一 戌三月廿六日三年ノ御祝当ル
但シ戌五月九日相済候事

明治三十五年
一 寅三月廿六日七年ノ御祝当ル
但シ寅五月九日相済候事

〔五丁裏〕

明治四十二年
一 申三月廿六日十三年ノ御祝当ル
但シ明治四十一年申旧三月廿六日御祝儀相済候事

明治五十二年
一 申三月廿六日廿五年御祝当ル

明治六十二年
一 辰三月廿六日三拾 (以下破損)
一 昭和四年旧九月廿四日御祝終り

(以下余白)

〔六丁表〕

- 一 三十三年ノ御祝未年三月当ル
但此日ニ仕付置候事
但未五月十日相済候事
- 一 申年三月廿六日又御生立ノ日当ル
- 一 酉年三月廿六日二年ノ御祝当ル
但酉年五月廿二日相済候事
- 一 戌年三月廿六日三年ノ御祝当ル
但戌五月九日相済候事

定 例

毎年前里ノ二月五月両度御祭ノ儀、みはな米として神人卷人ニ付
白米貳合ツ、六人分 白米壹升貳合ヨリ成ル

- 一 米壹升五合先ツ、

〔六丁裏〕

右日之時神人二人ニ付故実用として一人ニ三貫文ツ、六人分

- 一 金壹拾八貫文ツ、
- 一 せん香五貫文ツ、

明治五十三年申 大正九(一九二〇)年。
この日記が記録された年は明治四十一年頃
であるから、二十五年の祝の年は明治五
十三年に当ると書いたのである。

明治六十一年辰 昭和三(一九二八)年
が三十三年の祝の年。

(この項は四丁表と重複)

- 未年 明治二十八年。
- 申年 明治二十九年。
- 酉年 明治三十年。
- 戌年 明治三十一年。

二月五月両度御祭 二月の麦穂祭(二月
ウマチ)と五月の稲穂祭(五月ウマチ)。
みはな米 御花米、神饌としての米。
米壹升五合先ツ、盛ってはかつて米壹
升五合ずつ。
故実用 日当。

一 焼酎壹沸ツ、首里より取方俵
〔此の二行朱書〕
米三升とウ糖六丁最在壹斤燒酎一沸二而〇
 但跡々ハ〇御盆ニ而相調差上来候処
 巳年よりハ本行ノ通持参之上差上候
 事

御本仲門ノ御神人
 一 人数三人

右
 一 のろくもい壹人

前里伊元ノ御神人
 一 人数壹人

同所前門小ノ御神
 一 同壹人 一 祢人壹人

〔七丁表〕

但御祝毎之時御酒手割府ノ儀前里より

割府之通差出候事

一 今帰仁間切親泊村井山田ハ七ヶ年廻ニ
 テ拝立候事
但辰八月相拝申候 戌八月二日相拝申候 明治廿五年辰 八月二日相拝申

一 勝連井南風原平志川ハ五年廻ニテ拝立
 候事
但巳二月相拝申候 酉年二月相拝候事

一 崎樋井東り廻ハ一年越ニ而拝立候事

一 普天間廻之儀三ヶ年廻ニ而拝立候事

〔此の二行朱書〕

一 中城登ハ七年廻ニ而拝立候事但拝所ハ本
 泊ノ大屋井添石のろくもい相拝候

毎年高嶺間切前里村江到神拝之時廻ル合

ヲ以人数賦リ面付親類中吟味之上書置候
〔左之通朱書〕
 也

〔七丁裏〕 〔此の頁は注書の行を除き朱書〕

正月初水撫并正月御焼香懸ヶ而

屋取ノ
 〇上門
 〇大門小
 二月御祭之時
 〇かま門小 平良
 〇前ノ門小

御清明ノ時
〔夕子繰て漕す〕
 〇仲門 奥間
〔墨書〕
但亥五月御祭ノ時より立替

焼酎壹沸 泡盛一升。首里より取方俵
 首里の酒屋からじかに購入。

跡々ハ 以前は。

巳年 明治二十六（一八九三）年または
 明治三十八（一九〇五）年。

御本仲門 高嶺間切真栄里村にある大宗
 家「仲門」。

祢人 根な人、草分けの旧家の主人（男性
 神役）

割府 割符の誤記。

拝立 拝み始めること。

戌八月二日 明治三十一（一八九八）年
 八月二日。

勝連井南風原平志川 勝連城ならびに勝
 連間切（現勝連町）の南風原と平敷屋。

巳二月 明治二十六（一八九三年）。

酉二月 明治三十（一八九七）年。

崎樋 現那覇市天久の崎樋川。

東り廻 与那原・知念・玉城の聖地巡拝。

普天間廻 普天間権現・神宮寺巡拝。

中城登 中城城内拝所の巡拝。

廻ル合 順番。

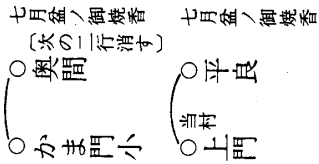
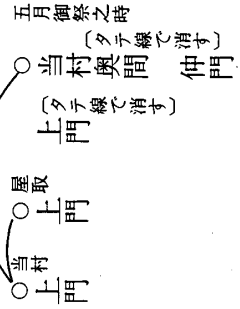
人数賦り面付 人数の割り当てと指名。

正月初水撫 正月三日のみそぎ。聖水を
 額につけるだけの沖縄的なみそぎ。聖泉
 を巡拝する。

正月御焼香 正月元旦に宗家を訪れ、一
 門中で仏壇、神棚に焼香する儀礼。平良
 門中では御水撫の日に行ったのである。

亥五月御祭ノ時より立替 明治三十二（一

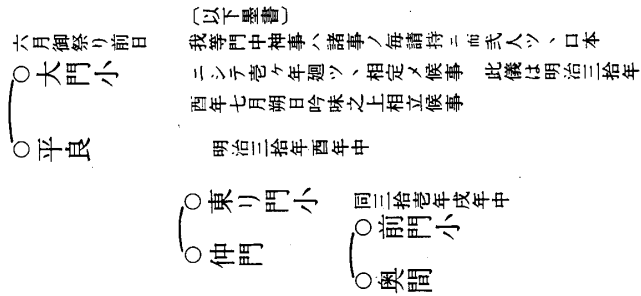
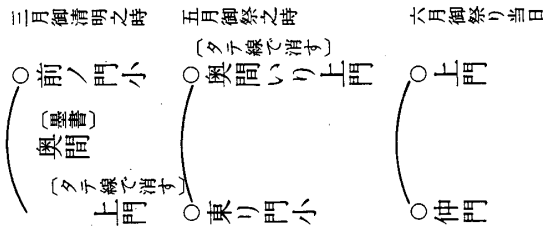
○東り門小



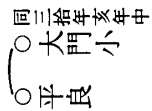
八九九)年己亥の五月御祭の時に、仲門にかえて奥間に割りあてた、の意。

〔八丁表〕

(以下注書を除き朱書)
毎年御清明并御祭り之時御供物調人数
左之通賦り置



明治三拾年酉年 一八九七年。



同三拾年亥年中 同三拾二年亥年中。

〔八丁裏〕

(以下三行朱書)
□□二月七日勝連間切南風原村七年廻ニテ
拝立候ニ付御酒手御願持参□□平良屋取上
門小兩人罷登候事
一 金五貫文

□□二月七日 癸巳(明治三十六年)二月七日(七丁表)を参照。

右たら上原 井 かな上原 かな上原 妹の三人
 神拝之儀 志年越ニテ 拝立候筋ニ而 御酒手
 ハ 式ケ年分 志度持 参イタシ 候段 申出之事

一 西五月御祭リノ時より 拝立申候
 同拾五貫文

右鳥小堀村 仲門小 毎年五月六月 両度ノ御
 祭ニ而 本行ノ通御酒手 御願之事

〔九丁表〕

御祭リ時御供物 〔三年奉書〕
〔此の行奉書〕

一 焼とうふ拾貳丁
富名腰御神へ
 焼酎五合
 富名腰御神
 四丁

〔三年奉書〕
 御盆之故実
 内 貳丁
但御汁へ入ル
 物へ
 六丁

〔以下六行奉書〕
 一 干ふな巻まかり
 一 上茶四拾め

薪木みぞ塩込ル
 一 銅分三貫文

仙香前里江
 一 銅分五貫文

一 仙香代
壹貫文

一 焼酎壹沸
首里より取方候

〔九丁裏〕

六月御祭之時御供物

一 米壹斗壹升先

前日 当日三度分志度ニ貳升五合ツ、
 内 貳升五合 七升五合
御花米 長田江御盆
 三合 用知金小江
 七合

一 焼とう婦 四拾丁

内 貳丁 長田御盆ノ
 一 度分ノ遣内 一度ニキチツ、
 四度ノ御汁へ入ル 一度ニ貳丁ツ、
 貳拾八丁 八丁

西五月 明治三十(一八九七)年五月
 (二丁表)の記事と重複。

御祭リ 五月御祭(稻穂祭)か。

焼とうふ 豆腐を天火にかけたもの。

富名腰御神 三丁表に見える平良の長女
 カメである。

干ふな巻まかり 椀一杯分の干し魚(だ
 しをとる雑魚?)

銅分 銅貨。

薪木みぞ塩込ル 薪木・味噌・塩の代金
 を合計して。

焼とう婦 焼き豆腐。

口度分ノ遣 四食分用。

高名殿御神へ
四丁

- 一 干ふな式まかり
- 一 薪木みそ塩込ル
銅分六貫文

〔十丁表〕

- 一 昆布三斤
- 一 せん香
葱貫文
- 一 焼酎貳沸
- 一 上茶半斤

諸事御酒手割府之時

- 一 焼酎三合ツ、
但親類中吟味之上仕付置候事

〔以下余白〕

〔十丁裏〕

〔以下九行朱書〕

大里間切湧稲国村平良ノ親類中墓所囲ひ

普請ニ付祝ひ日左ノ通

- 午九月十七日墓所普請仕置候事
但祝儀相済候事
- 未九月十七日ゑのり祝相当候事
但祝ひ済
- 申九月十七日三年ノ祝儀相当候事
但祝ひ済
- 子九月十七日七年ノ祝儀相当候事
〔朱書〕
但祝ひ済

〔十一丁表〕

- 午九月十七日十三年ノ祝儀相当候事
〔以下四行朱書〕
但祝ひ相済候事
- 午九月十七日二十五年ノ祝儀相当候事
- 亥九月十七日三十二年ノ祝儀相当候事

毎年正月三日初水撫

- 一 焼酎貳沸五合内 前里江 葱沸 葱沸五合
葱沸五合

- 一 〇ノ元ニテ
仙香五貫文

- 一 前里江〔此の二行タテ線で消す〕
同五貫文

割府 割符の誤記。

墓所 ハカジユ、墓地。

午 九月十七日 明治二十七(一八九四)年
九月十七日。

未 明治二十八(一八九五)年。

ゑのり 満一年(数之二年)目。

申 明治二十九(一八九六)年。

子 明治三十三(一九〇〇)年。

午 明治三十九(一九〇六)年。

午 大正七(一九一八)年。

亥 寅の誤記。三十三年の祝の年は寅年
(大正十五・一九二六)。

- 一 御花米 (以下タテ線で消す)此元ニテ 五合内式合五勺
 但白米ノコト 前里江 式合五勺

〔十一丁裏〕

毎年嶋尻前里江御清明之時御供物左之

通拝所 ふらさうすノ城ノ下 のろ御墓按司御墓式ツ糸満向ノ
 御墓 仲門ノ前 ぶたい岩ノ御骨台
 都合六ヶ所

- 一 米三升 一 ぶた志、三升
 那覇
 一 とう婦三箱
 但焼とう婦ノコト
 一 大根巻丸き 一 焼酎巻沸
 一 せん香五貫文
 一 わら唐紙三拾枚 薪木味増塩ル 分三貫文
 一 上茶式拾め

ぶた志、豚肉。

大根巻丸き 大根一束。

わら唐紙 わらを原料に用いた黄色い紙、紙銭(方言で打紙)のこと。

毎年知念小へ長田ノ元祖御供物

- 一 米式合焼酎式合ツ、ニテ御焼香仕候筋
 吟味ノ事

正月初水撫ノ時長田元祖へぶた志し半斤焼とう婦一丁

長田ノ元祖 平良門中の系祖とされる長田按司とその妻の長田ヌール(森田湧謹氏談)。これらの元祖は知念小で祀られていたという。

〔十二丁表〕

正月初水撫前里江御供物 仲門前松田山城
いり門ノ四ヶ所江

- 前里江
 一 ぶた志、三斤半 一 焼とう婦拾三丁
 (タテ線で消す)
 那覇とう婦
 御焼香料
 内 四丁
 重箱調
 八丁
 東リ門小江右同
 壹丁
 内 御焼香料 重箱調 式次
 内 式斤 壹斤
 東リ門小江御焼香料
 半斤

重箱調 式次 重箱(二箱)料理用。

- 一 大根巻丸き 一 せん香五貫文

- | | |
|---------|---------|
| 一 焼酎壺沸 | 一 御花米 |
| | 一 白米壺合 |
| 一 銅分三貫文 | 一 上茶貳拾め |

〔十三丁裏〕

毎年七月御焼香三付 前里江

- | | | |
|---------------|----------|-------------|
| 前里四ヶ所東り門小メ五ヶ所 | 一 米壺升貳合先 | 一 焼酎壺沸 |
| ロニシテ壺升 | | 内 前里江 東り門小江 |
| | | 八合 貳合 |

崎樋拝ノ時御供物重箱三次 山田今帰仁江御

- | | |
|------------|-----------|
| 一 餅米壺升五合 | 一 ぶた志し壺斤半 |
| 一 昆布壺斤 | 一 焼酎壺沸 |
| | 一 上茶貳拾め |
| 一 那覇とう婦壺箱半 | 一 せん香五貫文 |
| 新本味噌塩込ル | 一 銅分三貫文 |
| | 一 わら唐紙拾枚 |

山田今帰仁江御通 山田・今帰仁への遥拜。

御三味調 魚・鶏・豚肉を主とする重箱料理を御三味という。

〔十三丁表〕

- | | |
|--------------|----------|
| 一 御花米壺合 | |
| 普天間廻ノ時御供物左ノ通 | |
| 一 焼酎壺沸 | 一 ぶた志々壺斤 |
| 一 とう婦壺箱 | 一 せん香貳貫文 |
| 一 御花米壺合 | 一 銅分三貫文 |

東り廻ノ時御供物左ノ通

- | | |
|--------|----------|
| 一 焼酎三沸 | 一 せん香壺貫文 |
| 外壺沸 | |
| 上茶貳拾め | 一 御花米 |
| | 一 白米壺合 |

〔十三丁裏〕

右之通平良ノ親類中相□ (以下破損)

祝事取め改御座候間以後此日記引□

諸品買入御供物相調候事

相□ 相揃いか。

三 解 題

1 文書の所蔵者

『平良之親類中日記』の現所蔵者は大里村字湧稲国の屋号「東リ門小」の森田湧謹氏（明治三十八年生）である。森田氏によると、この日記帳（『平良之親類中日記』）はもともと宗家の屋号平良（旧名は「大門」）にあったという。同氏が数え九歳の時に、同氏の父嘉敷湧平氏（当時数え四十歳）が胃腸病を患った。医者にかかっても治らないので物知り屋（ユタの家）を訪ねたところ、枝立ルヤシガ、御神ウンチケーシーネー、ノーイン（分家筋ではあるが、門中の）御神をお迎えして祀れば治るとの、ユタの判示があった。門中揃い（門中会議）が開かれ、「命ヌタシナミ」（命が助かること）ということ、平良で祀っていた門中の神香炉を東リ門小に移すことが決められた。森田氏によれば、ニツチチヨもその時に父の湧平氏が預ったものだという。それから七十有余年、東リ門小で門中による神拝みが行われてきた。

2 文書の形式

この文書は袋綴で、全十三丁から成る。十一丁はほぼB4の大きさの和紙（材質不明）であるが、第三十四丁の二枚だけはタテ二、五センチの洋紙である。第一丁表に「光緒十一年乙酉五月吉日書置候也／平良之親類中日記／湧稲国村／平良口」と表題が記されている。

ここでいう日記とは祭祀記録のことである。他の百姓系一門（あるいは門中）の日記と同

じく、門中の年中祭祀・御酒手の割当て・門中の神人・門中の拝むべき拝所や墓が記録されている。個々の祭や祝については実施年月日のほか、予定年月日も記されている。本文書にもやはり奥書があり、今後祝事に際してこの日記を参照すべきことを定めている。

なお、本文書は五丁表の一行（昭和四年の日付）を除き、他はすべて同筆になると見られる。

3 文書の構成

各丁で記されている項目は次の通りである。各項目の日付は実施済みの日付である。

I 一丁裏―二丁

〔見出し〕 「明治廿五年辰六月より御願候事」

〔内容〕 御酒手の割当て

〔日付〕 明治二十五年十辰年（明治三十七年）

II 三丁―四丁

〔見出し〕 「明治四十一年申旧三月廿六日書置候也」

〔内容〕 明治四十一年当時の六人の神人の名・出自・神役名

III 五丁

〔見出し〕 「神人御生立被成候てより三十三年ノ御祝相済」

〔内容〕 神人に就任してから三十三年目以後の年まわりの祝

〔日付〕 ①明治二十九年―明治四十一年
申旧三月二十六日

②昭和四年（別筆による書き継ぎ）

IV 六丁（八行目まで）

〔見出し〕 「此日記ニ仕付置候事」

〔内容〕 神人に就任してから三十三年目以後の年まわりの祝（Ⅲの前半部分と重複）

〔日付〕 未年（明治二十八年）一戌年（明治三十一年）

〔日付〕 明治二十五年辰八月二日一午

（明治三十年）九月十七日

VI 十三丁裏

〔内容〕 以後、この日記に従って祝事の供物を調えるようにとの定め（奥書）。

V 六丁九行目十三丁表

〔見出し〕 「定例」

〔小項目〕 ①二月・五月の真栄里拝み

②真栄里の神役

③今帰仁・山田への巡拝

④勝連への巡拝

⑤崎樋川拝みおよび東廻り

⑥普天間拝み

⑦中城登り

⑧真栄里拝みの人員割当て

⑨清明および御祭の供物を調える人員の割当て

⑩勝連拝みの人員

⑪宜野座・名護・首里在住分家の御酒手

⑫〔五月〕御祭の供物

⑬六月御祭の供物

⑭毎年の御酒手割当て

⑮墓所の普請と年まわりの祝

⑯正月三日初水撫

⑰真栄里へ清明墓参

⑱知念小の祀る長田元祖への供物

⑲初水撫の時の真栄里への供物

⑳七月御焼香

㉑崎樋川拝みの時の供物

㉒普天間廻りの御供物

㉓東り廻りの御供物

4 文書の成立時期

文書に記されている日付は、明治二十五年辰六月に始まり、同四十一年申旧三月二十六日で終っている。一か所を除き、大正以降書き継ぎされた形跡はない。Ⅲの項目（五丁）「神人御生立被成候てより三十三年ノ御祝相濟」に、明治四十一年度に十三年の祝を実施したことが記され、ついで明治五十三年が二十五年の祝、明治六十一年が三十三年の祝、の当り年として特記されている。文書中に大正年号は一つも見えず、明治四十一年以後の年号について、明治五十三年・明治六十一年と書いていることから、この文書は明治二十五年六月以降に書き始められ、その大部分が明治四十一年旧三月二十六日から遠くない時期、遅くとも明治四十五年までに書かれたことにはほぼ間違いない。では、どうして文書の表題に「光緒十一年乙酉五月吉日書置候也」と書いたのであろうか。手がかりは表題裏の前半が白紙になっていることである。おそらく、光緒十一年（明治十八年）に記録した文書が別にあつて、明治二十五年以後の記録をまとめるための新たな日記の冒頭に、門中由来記など重要な事柄を書き写すことを意図したのであろう。

既に指摘したように、神人就任後の祝については、六丁と五丁で重複している。六丁では戌年（明治三十一年）の三年の祝までしか

記されておらず、しかも、次の行から項が改められ、定例が列記されている。定例中の最後の日付は午年（明治三十九年）九月十七日である。とすれば、本文書の実際の執筆順序は、I（二一丁）、IV（六丁八行目まで）、V（六丁九行目—十三丁表）、VI（十三丁裏）、III（五丁）、II（三—四丁）の順であらう。定例の最後（十三丁裏）に奥書があるために、神人就任後の祝詞を前の方に移し、門中の神人名を別紙二枚に書いてさらにその直前に挿入したと見られる。

5 文書の内容

〔平良門中の規模〕この文書の筆者は自己の属する父系親族について、親類中あるいは門中と書いている。前者の用語例は表題のほか三か所あり、後者については八丁表に「我等門中」と記されているのが唯一の例である。他の家文書同様、「親類中」は表記上の用語であって、双系的なキンドレドを指す訳ではない。父系親族「一門」あるいは「門中」の意で用いられているのである。

平良門中の規模を示す資料が御酒手割り・供物調之人数である。御酒手の分担者については、村外（湧稲国およびその屋取外）の分家に限って記録されているのであるが、明治二十五年六月当時、御酒手分担者は十八人であった。その後一人が死亡し、明治三十七年までに十人が御酒手分担を断わったため、わずか七人に減っている（一丁裏—二丁を参照）。

- 玉城間切前川村上門 一人
- 首里平良村新垣 一人
- 南風原間切宮平村具志川 二人
- 金武間切宜野座村上原たら 一人
- " かな上原妹 一人

○名護間切長田の分家かな上原 一人

〔以下、御酒手分担を断る〕

- 玉城間切前川村儀保 一人
- 首里鳥小堀村仲門小 二人（一人は^死）
- 首里松川村神谷 一人
- 大里間切稲福村 一人
- 首里当山 二人
- 那覇上ノ屋ノ金城 二人
- 那覇□□小嘉数筑登之 一人
- 首里寒水川村仲門 一人

湧稲国および近隣の屋取に住む門中の世帯主については、祭の都度門中揃いを開いて御酒手を割当てている（十丁の⑭項）。門中のすべての世帯に関する記録はないが、Vの⑧項（七丁裏）真栄里拝みの人員割当て、Vの⑨項（八丁表）清明および御祭の供物を調える人員の割当て、で列挙されている家（屋号）が御酒手も負担したであろう。その家は、

- ①平良
- ②東り門小
- ③大門小
- ④前ノ門小
- ⑤かま門小
- ⑥仲門
- ⑦奥間
- ⑧上門
- ⑨尾取ノ上門

の九家にすぎない。明治四十一年頃、平良門中の主たる構成員は、ムラ内に九世帯、他村に七世帯、計十六世帯程度であった。間切内の他村に御酒手を負担する分家筋が一世帯であったことも、平良門中の来歴を物語る。

〔門中の祭祀〕森田湧謹氏によると、一族のムラ内の宗家は大門であった。何代か前に平良夫地頭が大門の養子に入ってから、屋号も平良に変わり、一族名も平良門中と呼ばれるようになったという。また、平良門中は真栄里の屋号仲門の次男バラ（次男の系族）であり、真栄里仲門は更に勝連按司の三男の系統

だという。それ故に平良門中の代表は、正月初水撫・二月御祭・三月清明・五月御祭・七月盆に、真栄里仲門で祖神を拝んできたのである。

湧稲国ムラ内の屋号知念小にも門中の先祖が祀られていた。森田湧謹氏によると、長田按司と長田ヌールだという。十二丁裏の正月初水撫の頂と、十三丁表の七月盆の頂に、東り門小にも門中として供物を出すことが記されている。明治三十九年当時、すでに東り門小は知念小とともに特別な扱いを受けていたようだ。

平良門中としての祭祀には、①年中祭祀、②遠祖ゆかりの拝所の巡拝、③墓普請後の年まわりの祝、④神人就任後の年まわりの祝、があった。遠祖ゆかりの拝所を隔年あるいは数年ごとに巡拝する例規は、明治二十五年から明治三十九年にかけて定められているが、勝連半島への隔年の巡拝は国頭地方の分家筋三人が担当することになり、今帰仁・山田への巡拝（今帰仁上り）は明治三十九年までに廃止され、崎樋川での今帰仁遙拝に改められている（十三丁表）。数少ない門中成員の負担を漸次軽減したのであろうか。

〔門中の神人〕明治二十五年以降、門中としての定例が整えられ、明治四十一年には神人組織も確立された。この年旧三月二十六日に新に三人の門中神人が就任している。従来の三人の神人に加えて都合六人、門中の規模からすれば異例の人数である。明治四十一年は平良門中にとって記念すべき年であったに違いない。当時の神人の神役名・出自・年令は次の通りである。

富名腰御神の御クサイ

男神 平良の長女カメ(三十歳)

女神 屋取上門小の娘カメ(四十歳)

今帰仁御神の御クサイ

男神 東り門小ノ長女カマ(四十三歳)

女神 屋取上門の娘カマ(三十八歳)

高嶺真栄里勝連へ御クサイ

男神 大門小の長女ウシ(六十一歳)

女神 上門の娘ウシ(二十九歳)

玉城間切富名腰村(現玉城村字船越)・今帰仁間切親泊村(現今帰仁村字今泊)・高嶺間切真栄里村(現糸満市字真栄里)はいずれも遠祖たちの故地と伝えられ、それ故に遠祖を祖神として祀る門中の神人が出現したのである。祖神を祀る門中の神人は一般にウミキークデー・ウミナイウクデーと呼ばれるが、この文書ではそれぞれ男神・女神と表記されている。女神について、上門系の女性三人が明治四十一年旧三月二十六日に一斉に就任している。特定の物知りの強い関与があったのかも知れない。

6 むすび

神人就任後、数え二年・三年・七年・十三年・二十五年・三十三年目に、門中をあげて祝うことは、西原中山家文書の『のろこもへ^井根神居神御代合之時例帳』にも見える(『西原町史』第二巻、一九八四)。しかし、神人就任以後三十三年目の祝をすませた次の年を再び「御生立」とし、更に二年・三年・七年・十三年・二十五年・三十三年の祝を繰り返すことが明記されている日記は、管見の及ぶ限り、『平良之親類中日記』だけである。本文書三丁から五丁にかけての記録は、神人を六十六年(数え)以上もつとめ、三十三年の祝を一度行った神人がいたことを伝えている。明治四十一年当時の年令からすれば、該当者は一人、すなわち同年六十一歳の大門小の長

女ウシ（東り金城の大城湧栄の妻）である。
同人は一八六三年に十六歳で神人となり、明治二十八年（一八九五年）四十八歳のときに三十三年の祝、昭和四年（一九二九年）八十二歳で二度目の三十三年（当り年は昭和三年）を祝ったことになる。本文書の民俗資料としての価値はまさしくこの神人の年まわりの祝に関する記録にある。また、他ムラに大宗家のある比較的小規模の分節父系親族が、明治二十五年から四十一年にかけて、自律性を強化してきた過程を如実に示している点でも、本文書の意義は評価されよう。

〔付記〕

この文書の今日あるのは森田湧謹氏の夫人カメさん（明治四十二年生）のおかげである。沖縄戦のさなか夫人は子供たちを伴って金武に避難したのであるが、夫人はこの日記をウチウソビして（内帯に束ね入れて）肌身離さず守り続けたという。筆者は一九七八年八月十日、森田湧謹氏を訪ね、この文書を複写した。コピーを二部作成し、一部を森田氏に進呈した。今回、この文書を紹介するに際し、改めて森田氏の了解を戴いた。森田氏の御配慮に心から謝意を表する次第である。